2026 年 11 月 20 日

各　位

会 社 名 文化シヤッター株式会社
代表者名 代表取締役社長　小倉　博之
（コード番号　5930　東証プライム）
問合せ先 人事総務部長　宮下　貴博
（TEL. 03-5844-7200）

ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の廃止に関するお知らせ

当社が 2025 年 9 月 3 日付けで導入し、2026 年 6 月 17 日開催の当社定時株主総会において承認された対抗措置の発動等の範囲に限定して継続されている「ダルトンら（注 1）による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等（注 2）を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）につきまして、当社は、本日付けの取締役会において、本日付けにて本対応方針を廃止することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

（注 1）「ダルトンら」とは、ダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン」といいます。）、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）、エヌエーブイエフ・セレクト・マスター・ファンド・エルピー（NAVF Select（Master）Fund LP）（以下「NAVF Select」といいます。）、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー（Dalton Investments LLC）、ダルトン・アドバイザリー株式会社、Rosenwald Capital Management, Inc.、ライジング・サン・マネジメント（Rising Sun Management Ltd. ）、Hikari Acquisition、Michael 1925、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドの総称です。

（注 2）当社の 2025 年 9 月 3 日付けプレスリリース「ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」Ⅲ2(2)で定めるものをいいます。以下同じです。

記

当社は、2025 年 9 月 3 日時点において、ダルトンらによる大規模買付行為等が行われる蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを踏まえ、ダルトンらによる大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関してダルトンらと交渉又は協議を行うことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの考えから、本対応方針を導入し、2026 年 6 月 17 日付けで株主の皆様にご承認いただいた対抗措置の発動等に必要な範囲に限定して継続してまいりました。

しかしながら、①ダルトンらが 2026 年 10 月 5 日付けで公表した当社取締役会宛書簡において、当社取締役会の承認なしに、当社株式をさらに購入することはない旨を明言していること、②当社の 2026 年 11 月 13 日付けプレスリリース「伊藤忠商事株式会社との資本業務提携契約の締結、株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）がダルトンらのうち、ダルトン、NAVF 及び NAVF Select からその保有する当社株式の全てを譲り受ける（以下「本譲受け」といいます。）旨の合意を 2026 年 11 月 13 日付けで締結しており、同月 17 日付けで本譲受けが実行されたことを確認いたしました。

これらの状況に加え、独立委員会からの本譲受けが実行されることを条件として本対応方針を廃止することは適切である旨の 2026 年 11 月 13 日付け勧告を踏まえ、ダルトンらによる大規模買付行為等が行われる蓋然性は認められなくなったと合理的に判断されるため、当社は、本日付けで、取締役会にて本対応方針を廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の廃止後も、引き続き当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に努めるとともに、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

以　上